

令和2年

第6回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第6回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年6月10日（水曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

18名中 17名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 12名出席

5 議事

- ・報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第19号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第21号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第22号 買受的確証明願いの審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 17 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 6 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。皆様には、お忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。本日の総会は、農業委員さんと 3・4・5 条の確認者及びあっせん委員の候補予定の最適化推進委員さんの出席という通常どおりの形で総会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染防止予防として総会の時間については、短縮して進行いたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは農業委員会憲章の唱和を、本日は 10 番委員にお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 32 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 1 件、第 4 条によるもの 4 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 55 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 7 件です。買受適格証明願いの審議について 1 件、従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、18 番委員、1 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 6 号の 32 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順 32 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 6 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第 6 号については、発言がないようですので、以上で報告第 6 号を終わります。続きまして、議案第 19 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 1 件、4 条 4 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 19 号農地法第 3 条による許可申請の 1 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条1件は決定します。

つづきまして、第4条4件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第19号農地法第4条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位4番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位5番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。

事務局 今回は、現地調査班4名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。

○ 4条1番を説明します。

申請地は、阿蘇西小学校から西へ、約1.2kmのところになります。申請面積は661㎡で、畑として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地の一部は平成22年頃に、申請人の亡き祖父が植林を行なったもので追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 4条2番を説明します。

申請面積は11,389㎡で、畑や原野として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地の一部は、申請人の亡父が植林を行なったもので追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 4条3番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北西へ、約490mのところになります。申請面積は126㎡で、耕作地への作業用通路を計画し申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透及び隣接水路への放流となっており、区長の同意も

得ております。農地区分は、市役所から500m以内の第2種農地となります。

○ 4条4番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南西へ、約1.2kmのところになります。申請面積は292㎡で、昭和60年頃に、申請人の亡き父が通路・菜園・雑木の植林を行なったもので追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、西へと農地の広がり10ヘクタール以上ある第1種農地となります。農家住宅の拡張であり集落とも接続しており許可相当と判断できます。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から西へ、約400mのところになります。申請面積は71㎡で、平成25年隣接の宅地を購入した際に、今回の申請地も譲り受けたと思っていましたが、先般境界確認立会があったおり自分の土地ではないことがわかり今回追認申請するものです。排水については、雨水のみで隣接側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JR阿蘇駅から500m以内の第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約650mのところになります。隣接する宅地に農家住宅を再築する計画し建築を行っていたところ、この建物が申請地に一部かかっており今回追認申請するものです。転用申請面積は335㎡となっており農家住宅の拡張として申請するものとするものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し西側側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南西へ、約550mのところになります。申請面積408㎡の敷地に、資材置場、機械置場等を計画するものです。排水については雨水のみで、北側側溝へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南西へ、約550mのところになります。現在借家住まいのため、申請面積549㎡の敷地に平屋建個人住宅（延床面積110㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、公共下水道へ接続。雨水については、北側側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い

第2種農地となります。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から西へ、約500mのところになります。隣接する宅地の拡張として、申請面積73㎡を菜園・庭園として転用申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、市役所から500m以内の第2種農地となります。

以上で、現地調査の説明を終わります。なお、調査班としましては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条4件、5条5件は決定します。これで議案第3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第20号所有権移転の7件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位7番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第20号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転7件は決定します。

議長 次に議案20号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第20号2番の利用権設定の55件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位55番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第20号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 55 件は決定します。
これで議案第 20 号すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 21 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 7 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と 15 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と 2 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と 2 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と 14 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 9 番委員と 20 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 9 番委員と 20 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と 15 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 21 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 21 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 22 号買受適格証明願いの審議について事務局より説明願います。
事務局 競売に伴い 1 件の耕作目的での買受適格の証明を求められております。順位 1 番の、買受人の住所・氏名、物件の所在、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案 22 号の買受適格証明願いの審議について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 22 号の案件に対し適格であ

ることに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 22 号は決定し、適格の証明を行います。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。